

第

5

章

資 料

1 計画策定組織設置要綱・委員名簿

(1) 鶴ヶ島市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民が身近な地域社会において自立した生活が営めるようお互いが支え合い、助け合う社会福祉を一体的に推進することを目的とする鶴ヶ島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、鶴ヶ島市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域における社会福祉の現状や問題点の把握に関する事
- (2) 地域住民意識や新たな福祉ニーズの調査・分析に関する事
- (3) 福祉サービスの利用の推進や社会福祉を目的とする事業の健全な発達、住民参加の促進等に関する事
- (4) その他地域福祉計画の策定に関する事

(組織及び役員)

第3条 策定委員会は、15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉、保健、医療に関する者
- (3) 市民公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、策定委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3 会議は、原則として公開とする。

(市民懇話会)

第6条 策定委員会は、必要に応じて市民懇話会を置くことができる。

2 市民懇話会は、策定委員会において地域の特性を踏まえた計画策定を進めるため、地域における社会福祉の問題点を提起し、具体的な福祉のあり方の仕組み等を提言する。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、健康福祉部地域福祉推進担当に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月6日から施行する。

① 鶴ヶ島市地域福祉計画策定委員名簿

	浅野 育男		丹野 三千代
◎	岸田 稔	○	富田 幸八郎
□	木部 文子	□	西方 光子
	小出 進一		原田 裕子
□	是枝 くみ子		原田 正樹
	齊藤 和子		笛木 瞳
	多賀 照己		
平成17年3月まで			
	曾根 浩輝		

◎：委員長 ○：副委員長 □：市民懇話会委員と兼務 順不同、敬称略

② 鶴ヶ島市地域福祉計画策定市民懇話会委員名簿

五十嵐 久子	直本 欣子
池谷 寛子	高野 光長
岡村 信栄	土田 公子
木部 文子	西方 光子
小林 陽子	濱田 和子
是枝 くみ子	平澤 玲子
崎村 武美	増子 万里子
迫田 サダ子	森 裕子
佐藤 シゲ子	山本 恵男
平成17年4月から	
板垣 宣夫	白井 功
平成17年3月まで	
石澤 良浩	小川 芳子
伊藤 由果	岸田 武蔵
宇佐美 昭治	塩田 麻美

順不同、敬称略

(2) 鶴ヶ島市地域福祉計画策定庁内調整会議等設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鶴ヶ島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、鶴ヶ島市地域福祉計画策定庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）及び地域福祉計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(庁内調整会議の所掌事務)

第2条 庁内調整会議は、次の事項を所掌する。

(1) 地域福祉計画の策定に係る関係行政部門間の課題や、施策の連携推進に関すること。

(2) その他地域福祉計画の策定に関し必要な事項。

(庁内調整会議の構成)

第3条 庁内調整会議は、別表1に掲げる職の者をもって構成する。

2 庁内調整会議の代表は助役がこれにあたり、健康福祉部長がその補佐を務めるものとする。

(庁内調整会議の会議)

第4条 庁内調整会議の会議は、代表が招集する。

2 庁内調整会議の代表は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 代表の補佐を務める者は、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

4 代表は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(ワーキンググループの所掌事務)

第5条 ワーキンググループは、庁内調整会議のもとで次の事務に従事する。

(1) 地域福祉計画の策定に係る資料収集、調査及び検討に関すること。

(2) その他地域福祉計画の策定に関し必要なこと。

(ワーキンググループの構成)

第6条 ワーキンググループは、原則として職員の中から指名する者をもって構成する。

(任期)

第7条 庁内調整会議委員及びワーキンググループ構成員の任期は、地域福祉計画の策定までとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内調整会議及びワーキンググループの運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 庁内調整会議の庶務は、健康福祉部地域福祉推進担当がこれにあたる。

附 則

この要綱は、平成15年10月6日から施行する。

① 鶴ヶ島市地域福祉計画策定庁内調整会議委員名簿

(平成18年4月1日現在)

氏名	役職	備考
佐々木良一	助役	代表
成瀬 宥一	総合政策部長	
森田 厚美	市民生活部長	
渡辺 隆	健康福祉部長	補佐
高篠 正己	都市整備部長	
小川 早苗	教育次長(教育総務・社会教育担当)	
荒井 章	教育次長(学校教育担当)	
福島 義博	社会福祉協議会事務局長	
高篠 民義	シルバー人材センター事務局長	

順不同、敬称略

② 鶴ヶ島市地域福祉計画策定ワーキンググループ委員名簿

(平成18年4月1日現在)

氏名	役職
平田 通	政策推進課 政策推進担当主査
内野 雅彦	人権・地域創造課 人権・地域創造担当主査
木村 貴治	安心安全推進室 防犯防災担当主査
内田 一夫	生活環境課 環境推進担当主査
有隅 栄	産業振興課 商工労政担当主査
吉田 昭宏	高齢者福祉課 高齢者福祉担当主査
新堀 敏男	障害者福祉課 主幹
村田 幸子	こども支援室 主幹
石川 春美	保健センター 主幹
川口 充	都市計画課 都市計画担当主査
岩口 文男	道路建設課 道路建設担当主査
須田 芳史	建築課 建築・営繕担当主任
河村 治人	社会教育課 教育政策担当主査
新 英雄	西公民館 館長
西田美智子	学校教育課 学務担当主査
田部 勇	社会福祉協議会 主査

順不同、敬称略

2 計画策定の経過

平成 15 年	
11 月 13 日	勉強会「地域福祉と地域福祉計画」(市民対象)
11 月 18 日	勉強会「地域福祉と地域福祉計画」(庁内職員対象)
12 月 12 日	庁内調整会議委員及びワーキンググループ委員合同任命式 第 1 回合同会議
12 月 21 日	策定委員会委嘱式 第 1 回策定委員会 第 1 回市民懇話会
平成 16 年	
1 月 6 日	第 2 回ワーキンググループ
1 月 11 日	第 2 回市民懇話会
2 月 5 日	第 3 回ワーキンググループ
2 月 8 日	第 3 回市民懇話会
3 月 7 日	第 4 回市民懇話会
3 月 29 日	第 2 回策定委員会
4 月 9 日	第 2 回庁内調整会議
4 月 18 日	第 5 回市民懇話会
5 月 16 日	第 6 回市民懇話会
5 月 31 日	第 4 回ワーキンググループ
6 月 13 日	第 7 回市民懇話会
7 月 15 日	第 8 回市民懇話会
8 月 10 日	第 9 回市民懇話会
8 月 17 日	第 3 回策定委員会
9 月 22 日	第 10 回市民懇話会
10 月 12 日	第 11 回市民懇話会
11 月 7 日	第 12 回市民懇話会
12 月 15 日	第 13 回市民懇話会

平成 17 年	
1 月 13 日	第 1 4 回市民懇話会
1 月 27 日	第 4 回策定委員会
2 月 28 日	第 3 回庁内調整会議
3 月 9 日	第 1 5 回市民懇話会
3 月 16 日	第 5 回策定委員会
5 月 17 日	第 1 6 回市民懇話会
7 月 5 日	第 1 7 回市民懇話会
8 月 23 日	第 1 8 回市民懇話会
10 月 31 日	第 1 9 回市民懇話会
平成 18 年	
3 月 20 日	第 2 0 回市民懇話会
3 月 27 日	第 6 回策定委員会
6 月 26 日	第 2 1 回市民懇話会
9 月 25 日	第 2 2 回市民懇話会
1 0 月 1 1 日	第 5 回ワーキンググループ
1 0 月 2 3 日	第 2 3 回市民懇話会
1 1 月 2 日	第 4 回庁内調整会議
1 1 月 1 6 日	第 7 回策定委員会
平成 19 年	地域福祉計画（案）に対する市民コメント （平成 18 年 12 月 13 日から平成 19 年 1 月 12 日まで）
2 月 1 日	第 5 回庁内調整会議
2 月 1 日	第 8 回策定委員会
2 月 1 0 日	シンポジウム「みんなで支え合い、いきいき暮らす」 講演会「介護予防～健康寿命を延ばそう」
2 月 2 6 日	第 2 4 回市民懇話会